平成２６年（フ）第６７号
茨城県日立市会瀬町１丁目６番22号、前住所茨城県日立市幸町１丁目11番１号
破産者　羽石　敏雄
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２７号
茨城県日立市東大沼町１丁目18番22号
破産者　仲田　義明
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１３３５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎472番地　介護老人保健施設はーとぴあ、住民票上の住所埼玉県春日部市中央６丁目５番地３　八千代春日部マンション505号
破産者　高橋　丈之
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４０号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番28―702号、開始決定上の住所横浜市鶴見区馬場５丁目２番10号
破産者　山口　一治
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４１号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番28―702号、開始決定上の住所横浜市鶴見区馬場５丁目２番10号
破産者　山口　　強
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４５号
横浜市泉区和泉町1369番地　青山荘（住民票上の住所）
破産者　舘林　賢一
成年後見人　妹尾　孝之
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５号
岐阜県高山市上岡本町４丁目331番地２、開始決定時の住所岐阜県高山市中山町658番地
破産者　大倉　敏子
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
岐阜県高山市新宮町3770番地25
破産者　永井　　茂
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第３２７０号
大阪市浪速区幸町１丁目３番11―1003号
破産者　岩田　忠久
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８０号
大阪市此花区伝法１丁目３番61―708号、前住所大阪市此花区春日出南１丁目４番10号
破産者　佐藤　久嘉
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４５６号
大阪市大正区平尾１丁目７番３号
破産者　三山恒雄こと　朱　　恒雄
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６号
大阪府守口市梶町３丁目23番７号
破産者　安藤　邦生
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３３号
栃木県宇都宮市簗瀬町1784―22、住民票上の住所大阪府守口市東郷通１丁目１番24号
破産者　出口　正直
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８４号
大阪市淀川区西宮原２－７－８　ヴィラフェニックス1301、住民票上の住所大阪府東大阪市横小路町５丁目２番17号
破産者　長崎　伸夫
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８８号
大阪市東住吉区矢田６丁目５番５―305号
破産者　星輝総合食品こと　西川　**廣**文
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６９号
大阪市平野区瓜破１丁目２番43号　オルト18瓜破403
破産者　石井　智晃（旧姓船井）
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８５号
大阪市平野区加美北５丁目９番３―517号
破産者　久保かおる（旧姓大岩）
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０００号
大阪府松原市天美東８丁目10番14―101号、店舗所在地大阪府松原市天美東８丁目４―33
破産者　居酒屋よっ写こと　武島　伸浩
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
堺市東区丈六445番地55
破産者　安藤　雅夫
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係